

審議会等の設置及び運営に関する基本指針

1 趣旨

県民中心の県政の推進にあたって、「外の風」を県庁に持ち込むことは極めて重要なことから、県政の様々な分野で、有識者、専門家、利害関係者、県民の代表等の意見に耳を傾けることが必要である。こうした観点から、法律や条例に基づく附属機関や、要綱等に基づく委員会、懇談会等が設置され、多様な意見を県政に反映させるという点では一定の効果を上げているところである。

他方、これらの機関が必要以上に多数設置され、行政の責任を曖昧にする手法として使われている、審議が形式的に行われている、縦割り行政を助長している等といった指摘もある。また、委員については、県からの就任依頼の結果として、一部の県民に偏っている状況もある。

これらを踏まえ、「審議会等の設置及び運営に関する基本指針（以下「指針」という。）」を策定し、審議会等の適正な設置及びその効率化や活性化を促進し、県民中心の県政の実現を図るものとする。

2 定義

この指針の対象とする「審議会等」とは、次に掲げる機関とする。

(1) 附属機関

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置された機関で、別表1に定めるものをいう。

(2) 附属機関に準ずる機関

各種施策の企画立案又は行政執行の過程において、県政に県民や有識者等の意見を反映させることを目的として、要綱・要領等により設置された審議会、委員会、協議会等の機関であって、①県職員、関係行政機関の職員のみによって構成されているもの、②国や地方公共団体、関係団体の代表等で主として構成され、相互の連絡調整や啓発等を主たる内容としたものを除く、別表2に定めるものをいう。

3 新たな審議会等の設置

- (1) 審議会等を新たに設置しようとする場合は、他の審議会等と設置目的又は所掌事務が重複していないか、他の行政手段（アンケート、パブリックコメント、関係者からの意見聴取等）の方がより効果的に目的が達成できないかを十分に検討するものとする。
- (2) 審議等の対象となる事項が臨時的なものである審議会等を新たに設置しようとする場合には、必ず設置期限を明示するものとする。

4 既に設置されている審議会等の見直し

既に設置されている審議会等で、次のいずれかに該当するものについては、それぞれ廃止、統合又は休止を行うものとする。

(1) 廃止

- (ア) 所期の目的が達成されたもの。
- (イ) 社会経済情勢の変化等により著しく必要性が低下してきたもの。
- (ウ) 過去３年間開催実績がないなど、活動が著しく不活発で、今後も活動の見込みがないもの。
- (エ) 他の行政手段（アンケート、パブリックコメント、関係者からの意見聴取等）の方が県民等の意見の聴取・反映方法として効果的なもの。

(2) 統合

設置目的、所掌事務及び構成員が他の機関と類似又は重複しているもの。

(3) 休止

将来的には活動が見込まれるものの、当面の具体的な審議事項が予定されていないもの。

5 審議会等の委員の任命等

委員の任命に当たっては、当該審議会等の設置の趣旨・目的に照らし、委員により代表される意見、学識、経験等が適正な構成になるように配慮するとともに、法令又は条例に定めがある場合を除き、次に掲げる事項にも留意するものとする。

- (1) 審議会等の機能が十分に発揮されるよう、各界各層及び幅広い年齢層の中から適切な人材を選任すること。
- (2) 審議会等の設置の趣旨・目的及び審議内容等を勘案のうえ、委員の公募に努めること。公募に関する手続等については、別に定めるガイドラインによること。
- (3) 「審議会等における女性委員の登用推進要綱」に基づいて、委員に女性を積極的に登用すること。
- (4) 委員の数は、必要最小限にとどめ、最大でも２０名以内とすること。ただし、県が民間団体等と共同して取組みを実施するための機関として設置する場合、委員数を２０名以内とする下部機関（分科会、部会等）を設置する場合など、特別の事情があると認められる場合は、この限りでない。
- (5) 委員には、県職員を任命しないこと。ただし、県が民間団体等と共同して取組みを実施するための機関として設置する場合、県職員としての属性以外に着目して県職員を任命する場合など、特別の事情があると認められる場合は、この限りでない。
- (6) 委員の任期は、２年以内とすること。また、再任は妨げないが、１０年を超える期間継続して任命しないこと。ただし、特定の専門的知識・経験を必要とするために他に代わる者を任命できない場合、民間団体等の長を任命する必要がある場合など、特別の事情があると認められる場合は、この限りでない。
- (7) 同一人が就任することができる審議会等の総数は、５までとすること。ただし、特定の専門的知識・経験を必要とするために他に代わる者を任命できない場合、民間団体等の長を任命する必要がある場合など、特別の事情があると認められる場合は、この限りでない。

6 審議会等の運営

審議会等の運営に当たっては、実質的な審議が円滑に行われるよう、以下の点に留意し、委員の意見や提言等は、十分に県政に反映するものとする。

- (1) 委員に対して審議のために必要な情報を積極的に提供すること。
- (2) 会議資料は、図や表を活用するなど、簡潔かつ分かりやすい資料の作成を行うとともに、委員が審議事項について十分検討できるよう開催前に配付すること。
- (3) 会議の時間は、審議内容等に応じて適切な時間を設けること。
- (4) 経過等が明確となるよう、会議後すみやかに会議記録を作成すること。
- (5) 必要に応じて下部機関（分科会、部会等）を設置すること、あるいは、審議内容ごとに担当委員を特定することなどにより弾力的、機動的な運営を図ること。
- (6) 「審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、会議を公開し、開催日の1週間前に周知するとともに、公開した会議で配布した資料及び審議結果は、会議終了後速やかに県情報センターで閲覧に供し、県ホームページに掲載すること。また、会議を非公開とした場合であっても、会議録の概要を公開するように努めること。

7 協議等

- (1) 審議会等を所管する課（地方機関を除く。）等の長は、次に掲げる項目について行政企画課長にあらかじめ協議を行うものとする。

ただし、審議会等の設置根拠となる法律、条例、設置要綱等において、職をもって充てることが明確に規定されている委員の任命については、この限りではない。

- (ア) 新たな審議会等の設置
 - (イ) 20名を超える委員の任命
 - (ウ) 県職員の委員の任命
 - (エ) 任期終了によって10年を超える期間継続することになる委員の再任
 - (オ) 兼任数が5以上の委員の任命
- (2) 審議会等を所管する課（地方機関を除く。）等の長は、審議会等の設置、廃止及び統合並びに委員の任命を行った場合は、速やかに行政企画課長に報告するものとする。

8 その他

この指針に定めるものの他、この指針の実施に関して必要な事項は、別に定める。

9 適用期日

この指針は、平成17年2月21日から適用する。

この指針は、平成25年8月8日から適用する。

この指針は、平成27年9月28日から適用する。

審 議 会 等 一 覧 表

R3. 3. 31

表 1 附属機関（地方自治法第138条の4第3項）

番号	部局名	事務局 担当課	名称	委員					設置根拠				
				委員数 の上限	委員数	公募導 入有り	うち 公募 委員	委員 任期	法必置	法の「で きる」規 定による 条例設置	条例 設置	要綱等 による 設置	設置根拠となる法令、要綱等の名称
1	総務部	行政企画課	大分県地方独立行政法人評価委員会	5	5		0	2	○				地方独立行政法人法、大分県地方独立行政法人評価委員会条例
2		県政情報課	大分県情報公開・個人情報保護審査会	10	9		0	2	○				大分県情報公開条例、個人情報保護条例、住民基本台帳法
3		法務室	大分県公益認定等審査会	5	5		0	2	○				公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律、大分県公益認定等審査会条例
4		法務室	行政不服審査会	6	5		0	3	○				行政不服審査法、大分県行政不服審査会条例
5		人事課	大分県公務災害補償等審査会	3	0		0	0			○		議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
6		人事課	大分県特別職報酬等審議会	10	0		0	0			○		大分県特別職報酬等審議会条例
7		市町村振興課	大分県固定資産評価審議会	12	10		0	2	○				地方税法、大分県固定資産評価審議会条例
8	企画振興部	芸術文化スポーツ振興課	大分県文化振興県民会議	20	17		0	2			○		大分県文化振興条例
9	福祉保健部	福祉保健企画課	大分県社会福祉審議会	40	27		0	2	○				社会福祉法、社会福祉審議会条例
10		福祉保健企画課	大分県保健所運営協議会（保健所）	20	10～20 計99		0	2		○			地域保健法、大分県保健所運営協議会条例
11		医療政策課	大分県医療審議会	21	20		0	2	○				医療法、大分県医療審議会要綱
12		医療政策課	大分県循環器病対策推進協議会	20	20	1	2	2		○			健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法、大分県循環器病対策推進協議会設置要綱
13		医療政策課	大分県准看護師試験委員会	15	7		0	1	○				保健師助産師看護師法、大分県准看護師試験委員会条例
14		薬務室	大分県地方薬事審議会	20	0		0	0		○			薬事法、大分県地方薬事審議会設置条例
15		薬務室	大分県麻薬中毒審査会	5	0		0	0	○				麻薬及び向精神薬取締法、大分県麻薬中毒審査会条例
16		健康づくり支援課	大分県指定難病審査会	20	14		0	2	○				難病の患者に対する医療等に関する法律、大分県指定難病審査会規程
17		健康づくり支援課	大分県小児慢性特定疾病審査会	6	4		0	2	○				児童福祉法
18		健康づくり支援課	大分県がん対策推進協議会	20	16		0	2			○		大分県がん対策推進協議会設置要綱
19		国保医療課	大分県後期高齢者医療審査会	9	9		0	3	○				高齢者の医療の確保に関する法律
20		国保医療課	大分県国民健康保険審査会	9	9		0	3	○				国民健康保険法
21		国保医療課	大分県国民健康保険運営協議会	1	11		0	3	○				国民健康保険法、大分県国民健康保険運営協議会設置条例
22		高齢者福祉課	大分県介護保険審査会	24	20		0	3	○				介護保険法、大分県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数を定める条例
23		こども未来課	おおいた子ども・子育て応援県民会議	40	30	1	2	2			○		おおいた子ども・子育て応援県民会議条例
24		障害福祉課	大分県障害者介護給付費等不服審査会	5	5		0	3		○			障害者自立支援法、大分県障害者介護給付費等不服審査会設置条例
25		障害福祉課	大分県障害者施策推進協議会	20	20		0	2	○				障害者基本法、大分県障害者施策推進協議会条例

審 議 会 等 一 覧 表

R3. 3. 31

表 1 附属機関（地方自治法第138条の4第3項）

番号	部局名	事務局 担当課	名称	委員					設置根拠				
				委員数 の上限	委員数	公募導 入有り	うち 公募 委員	委員 任期	法必置	法の「で きる」規 定による 条例設置	条例 設置	要綱等 による 設置	設置根拠となる法令、要綱等の名称
26		障害福祉課	大分県精神保健福祉審議会	20	0		0	2		○			精神保健福祉法、大分県精神保健福祉審議会条例
27		障害福祉課	大分県障害児通所給付費等不服審査会	5	5		0	2					児童福祉法、大分県障害児通所給付費等不服審査会条例
28		各保健所	大分県感染症診査協議会	54	9 計54		0	3	○				感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、大分県感染症診査協議会条例
29		こころとからだの相談支援センター	大分県精神医療審査会	－	17		0	2	○				精神保健福祉法、同法施行令
30	生活環境部	生活環境企画課	大分県交通安全対策会議	－	24		0	2	○				交通安全対策基本法、大分県交通安全対策会議条例
31		うつくし作戦推進課	大分県環境審議会	45	44		0	2	○				環境基本法、自然環境保全法、水質汚濁防止法、大分県環境審議会条例、大分県環境審議会運営要綱
32		県民生活・男女共同参画課	大分県消費生活審議会・消費者苦情処理委員会	20	20	1	2	2			○		大分県民の消費生活の安定及び向上に関する条例
33		県民生活・男女共同参画課	大分県男女共同参画審議会	20	20	1	2	2			○		大分県男女共同参画推進条例
34		私学振興・青少年課	大分県私立学校審議会	20	12		0	4	○				私立学校法
35		私学振興・青少年課	大分県青少年健全育成審議会	20	20		0	2			○		地方青少年問題協議会法青少年の健全な育成に関する条例
36		私学振興・青少年課	大分県いじめ問題調査委員会	5	5		0	2		○			いじめ防止対策推進法、大分県いじめ問題調査委員会条例
37		食品・生活衛生課	大分県食品安全推進県民会議	20	20		0	2			○		大分県食の安全・安心推進条例
38		食品・生活衛生課	大分県生活衛生適正化審議会	20	0		0	0	○				生活衛生環境営業の運営の適正化及び振興に関する法律、大分県生活衛生適正化審議会条例
39		食品・生活衛生課	大分県食育推進会議	20	20		0	2			○		大分県食育推進条例
40		環境保全課	大分県環境影響評価技術審査会	15	14		0	2			○		大分県環境影響評価条例、大分県環境影響評価技術審査会規則
41		環境保全課	大分県健康被害認定審査会	10	0		0	0			○		大分県公害被害救済措置条例
42		環境保全課	大分県公害審査会	15	10		0	3		○			公害紛争処理法、大分県公害紛争処理条例
43		循環社会推進課	大分県産業廃棄物審査会	10	10		0	2			○		大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例
44		人権尊重・部落差別解消推進課	大分県人権尊重社会づくり推進審議会	20	19		0	2			○		大分県人権尊重社会づくり推進条例
45		防災対策企画課	大分県防災会議	一部上限あり	50		0	一部2年	○				災害対策基本法、大分県防災会議条例、大分県防災会議規程
46		危機管理室	大分県国民保護協議会	60	54		0	2	○				国民保護法 大分県国民保護協議会条例
47		消防保安室	大分県石油コンビナート等防災本部	一部上限あり	26		0	一部2年	○				石油コンビナート等災害防止法・大分県石油コンビナート等防災本部条例
48		消防保安室	大分県救急搬送協議会	23	20		0	2	○				消防法、大分県救急搬送協議会要綱
49	商工観光労働部	商工観光労働企画課	大分県中小企業調停審議会	7	0		0	0		○			中小企業団体の組織に関する法律第81条、中小企業等協同組合法第9条の2の2第4項、大分県中小企業調停審議会条例
50		商業・サービス業振興課	大分県大規模小売店舗立地審議会	6	6		0	2			○		大分県大規模小売店舗立地審議会条例
51		雇用労働政策課	大分県職業能力開発審議会	15	15		0	2		○			職業能力開発促進法、大分県職業能力開発審議会条例

審 議 会 等 一 覧 表

R3. 3. 31

表 1 附属機関（地方自治法第138条の4第3項）

番号	部局名	事務局 担当課	名称	委員					設置根拠				
				委員数 の上限	委員数	公募導 入有り	うち 公募 委員	委員 任期	法必置	法の「で きる」規 定による 条例設置	条例 設置	要綱等 による 設置	設置根拠となる法令、要綱等の名称
52	農林水産部	林務管理課	大分県森林審議会	15	12		0	2	○				森林法第68条
53		漁業管理課	大分県漁業被害認定審査会	10	8		0	2			○		大分県公害被害救済措置条例
54	土木建築部	土木建築企画課	大分県建設業審議会	20	0		0	0		○			建設業法、大分県建設業審議会条例
55		土木建築企画課	大分県建設工事紛争審査会	15	9		0	2	○				建設業法
56		用地対策課	大分県土地収用事業認定審議会	7	5		0	2	○				土地収用法、大分県土地収用事業認定審議会条例
57		河川課	大分県水防協議会	16	15		0	2		○			水防法、大分県水防協議会条例
58		港湾課	大分県地方港湾審議会	20	19		0	2	○				港湾法、大分県地方港湾審議会条例
59		都市・まちづくり推進課	大分県屋外広告物審議会	15	10		0	2			○		大分県屋外広告物条例
60		都市・まちづくり推進課	大分県開発審査会	7	7		0	2	○				都市計画法、大分県開発審査会条例
61		都市・まちづくり推進課	大分県国土利用計画審議会	20	10		0	3	○				国土利用計画法、大分県国土利用計画審議会条例
62		都市・まちづくり推進課	大分県都市計画審議会	20	14		0	2	○				都市計画法、大分県都市計画審議会条例
63		都市・まちづくり推進課	大分県土地利用審査会	7	7		0	3	○				国土利用計画法、大分県土地利用審査会条例
64		都市・まちづくり推進課	大分県沿道景観保全審議会	10	0		0	0			○		大分県沿道景観保全条例
65		建築住宅課	大分県建築士審査会	10	9		0	2	○				建築士法
66		建築住宅課	大分県建築審査会	7	7		0	2	○				建築基準法、建築審査会条例
67	人事委員会事務局	公務員課	大分県退職手当審査会	3	0		0	0			○		職員の退職手当に関する条例、大分県退職手当審査会規則

審 議 会 等 一 覧 表

R3. 3. 31

表 1 附属機関（地方自治法第138条の4第3項）

番号	部局名	事務局 担当課	名称	委員					設置根拠				
				委員数 の上限	委員数	公募導 入有り	うち 公募 委員	委員 任期	法必置	法の「で きる」規 定による 条例設置	条例 設置	要綱等 による 設置	設置根拠となる法令、要綱等の名称
68	教育委員会	学校安全・安 心支援課	大分県立学校いじめ対策委員会	10	10					○			大分県立学校いじめ対策委員会条 例
69		義務教育課	大分県教科用図書選定審議会	20	20		0	1	○				義務教育諸学校の教科用図書の無 償措置に関する法律、大分県教科 用図書選定審議会の委員の数を定 める条例
70		高校教育課	大分県学校教育審議会	25	0		0	0			○		大分県学校教育審議会条例
71		社会教育課	大分県社会教育委員会議	20	20		0	2		○			社会教育法、大分県社会教育委員 会条例
72		社会教育課	大分県生涯学習審議会	20	0		0	0		○			生涯学習の振興のための施策の推 進体制等の整備に関する法律、大 分県生涯学習審議会条例
73		社会教育課	大分県立図書館協議会	10	10		0	2		○			図書館法、大分県立図書館協議会 条例
74		文化課	大分県先哲叢書編さん審議会	15	12		0	2			○		大分県先哲叢書編さん審議会条例
75		文化課	大分県文化財保護審議会	25	17		0	2			○		大分県文化財保護審議会条例
76		文化課	大分県立歴史博物館協議会	20	16		0	2			○		大分県立歴史博物館協議会条例
77		体育保健課	大分県スポーツ推進審議会	20	20	1	2	2			○		大分県スポーツ審議会条例
78	警察本部	留置管理課	大分県留置施設視察委員会	4	-		-	-	○				刑事収容施設及び被収容者等の処 遇に関する法律 大分県留置施設視察委員会条例

審 議 会 等 一 覧 表

R3. 3. 31

表 2 附属機関に準ずる機関

番号	部	事務局 担当課	名称	委員					設置根拠				
				委員数 の上限	委員数	公募導 入有り	うち 公募 委員	委員 任期	法必置	法の「で きる」規 定による 条例設置	条例 設置	要綱等 による 設置	設置根拠となる法令、要綱等の名称
1	総務部	行政企画課	大分県行財政改革推進委員会	20	20	1	1	2				○	大分県行財政改革推進委員会設置要綱
2		県有財産経営室	県有財産利活用検討専門会議	7	7		0	2				○	県有財産利活用検討専門会議設置要綱
3		人事課	大分県職員健康管理審議会	-	9		0	1				○	大分県職員安全衛生管理規程
4	企画振興部	政策企画課	「安心・活力・発展プラン2015」推進委員会	-	33		0	2				○	「安心・活力・発展プラン2015」推進委員会設置要綱
5		交通政策課	九州の東の玄関口としての拠点化戦略フォローアップ会議	-	21		0	2				○	九州の東の玄関口としての拠点化戦略フォローアップ会議設置要綱
6	福祉保健部	福祉保健企画課	大分県福祉のまちづくり推進協議会	-	19	1	1	2				○	大分県福祉のまちづくり推進協議会設置要綱
7		医療政策課	大分県衛生検査精度管理専門委員会	4	4		0	2				○	大分県衛生検査精度管理専門委員会設置要綱
8		医療政策課	大分県地域医療対策協議会	-	19		0	2				○	大分県地域医療対策協議会設置要綱
9		健康づくり支援課	大分県エイズ対策専門家会議	13	0		0	2				○	大分県エイズ対策推進要綱
10		健康づくり支援課	大分県原子爆弾被爆者手当認定委員会	3	3		0	2				○	大分県原子爆弾被爆者認定委員会設置規程
11		健康づくり支援課	大分県周産期医療協議会	20	13		0	-				○	大分県周産期医療協議会設置要綱
12		健康づくり支援課	豊の国8020運動推進協議会	15	13		0	2				○	豊の国8020運動推進協議会設置要綱
13		健康づくり支援課	生涯健康県おおいた21推進協議会	20	19		0	2				○	「生涯健康県おおいた21」推進協議会設置要綱
14		健康づくり支援課	大分県新型コロナウイルス対策連絡会議	-	0		0	0				○	大分県新型コロナウイルス対策連絡会議
15		国保医療課	大分県医療費適正化推進協議会	20	19		0	2				○	大分県医療費適正化推進協議会設置要綱
16		高齢者福祉課	大分県高齢者福祉施策推進協議会	20	20	1	1	2				○	大分県高齢者福祉施策推進協議会設置要綱
17		障害福祉課	大分県自殺対策連絡協議会	-	20		0	2				○	大分県自殺対策連絡協議会設置要綱
18		障害福祉課	大分県障がい者工賃向上推進委員会	11	10	1	1	3				○	大分県障がい者工賃向上推進委員会設置要綱
19		障害福祉課	大分県自立支援協議会	19	14		0	2				○	大分県自立支援協議会設置要綱

審 議 会 等 一 覧 表

R3. 3. 31

表 2 附属機関に準ずる機関

番号	部	事務局 担当課	名称	委員					設置根拠				
				委員数 の上限	委員数	公募導 入有り	うち 公募 委員	委員 任期	法必置	法の「で きる」規 定による 条例設置	条例 設置	要綱等 による 設置	設置根拠となる法令、要綱等の名称
20	生活環境部	循環社会推進課	大分県リサイクル認定製品認定審査委員会	-	7		0	2				○	大分県リサイクル製品利用推進要綱
21		うつくし作戦推進課	おおいたうつくし作戦県民会議	100	79	1	10	2				○	ごみゼロおおいた作戦県民会議設置要綱
22		県民生活・男女共同参画課	大分県協働推進会議	16	16		0	2				○	大分県協働推進会議設置要綱
23		私学振興・青少年課	大分県公私立学校教育協議会	18	0		0	0				○	大分県公私立学校教育協議会設置要綱
24		食品・生活衛生課	大分県公衆浴場入浴料金委員会	12	0		0	0				○	大分県公衆浴場入浴料金委員会設置要綱
25		食品・生活衛生課	大分県動物愛護推進協議会	15	15		0	2				○	動物の愛護及び管理に関する法律 大分県動物愛護推進協議会設置要綱
26		衛生環境研究センター	大分県衛生環境研究センター外部評価委員会	8	6		0	2				○	衛生環境研究センター調査研究評価要綱（H16.3.1施行）
27	商工観光労働部	商工観光労働企画課	大分県中小企業活性化条例推進委員会		20		0	2				○	大分県中小企業活性化条例推進委員会設置要綱
28		新産業振興室	大分県新エネルギービジョン推進会議	-	10		0	2				○	大分県新エネルギービジョン推進会議設置要綱
29		新産業振興室	大分県知財戦略推進会議	-	12		0	2				○	大分県知財戦略推進会議設置要綱
30		観光・地域振興課	大分県ツーリズム戦略推進会議	-	19		0	1				○	大分県ツーリズム戦略推進会議設置要綱
31		観光・地域振興課	大分県農山漁村ツーリズム推進協議会	-	0		0	0				○	大分県農山漁村ツーリズム推進協議会規約
32		団体指導・金融課	農業制度資金地方審査会（振興局）	-	4 計24		0	-				○	農業制度資金地方審査会設置要領
33		地域農業振興課	大分県日本型直接支払検討委員会	6	6		0	2				○	大分県日本型直接支払検討委員会設置要綱
34		農村整備計画課	大分県農業農村整備環境情報協議会 地方協議会（振興局等）	-	3～6 計30		0	1				○	大分県農業農村整備環境情報協議会設置要綱
35		森との共生推進室	大分県森林病虫害等防除連絡協議会	-	10		0	2				○	大分県森林病虫害防除連絡協議会規約
36		森との共生推進室	大分県森林づくり委員会	17	14	1	2	2				○	大分県森林づくり委員会設置要綱
37		漁業管理課	大分県海面利用協議会	-	9		0	2				○	大分県海面利用協議会規約
38		水産振興課	大分県沿岸漁業振興協議会	-	0		0	0				○	大分県沿岸漁業振興協議会設置要綱

審 議 会 等 一 覧 表

R3.3.31

表 2 附属機関に準ずる機関

番号	部	事務局 担当課	名称	委員					設置根拠				
				委員数 の上限	委員数	公募導 入有り	うち 公募 委員	委員 任期	法必置	法の「で きる」規 定による 条例設置	条例 設置	要綱等 による 設置	設置根拠となる法令、要綱等の名称
39	土木建築部	公共工事入 札管理室	大分県総合評価落札方式審査委員 会	7	6		0	2				○	大分県総合評価落札方式審査委 員会設置要綱
40		公共工事入 札管理室	大分県入札監視委員会	5	5		0	2				○	大分県入札監視委員会設置要綱
41		建設政策課	大分県事業評価監視委員会	-	9		0	2				○	大分県事業評価監視委員会設置 要綱
42		建設政策課	大分県国土強靱化地域計画有識者 会議	-	6		0	2				○	大分県国土強靱化地域計画有識 者会議設置要綱
43		道路建設課	大分県自転車活用推進有識者会議	-	19		0	2				○	大分県自転車活用推進有識者会 議設置要綱
44		砂防課	土砂災害に関する避難促進検討会 議	-	18		0	2				○	土砂災害に関する避難促進検討 会議規約
45	会計管理局	会計課	大分県政府調達苦情検討委員会	5	4		0	-				○	大分県政府調達苦情検討委員会 設置要綱
46	企業局	総務課	大分県企業局経営評価委員会	-	4		0	2				○	大分県企業局経営評価委員会設 置要綱
47	教育委員会	教育改革・ 企画課	大分県長期教育計画委員会	-	16		0	2				○	大分県長期教育計画委員会設置 要綱
48		福利課	大分県教育関係職員健康診断審議 会	-	8		0	1				○	大分県教育関係職員健康診断審 議会規則
49		特別支援教 育課	大分県障害児適正就学指導委員会	20	19		0	1				○	大分県障害児適正就学指導委員 会規則
50		高校教育課	学校運営協議会	15	15 玖珠 美山		0	1				○	大分県立学校における学校運営 協議会の設置及び運営に関する 規則
51		体育保健課	大分県スポーツ振興基金運用委員 会	13	13		0	2				○	大分県スポーツ振興基金運用委 員会規程
52	警察本部	厚生課	大分県警察職員健康審査委員会	-	9		-	-				○	大分県警察職員安全衛生管理に 関する訓令